

《鳴門市農業委員会 7月総会 議事録》

開催日時 令和2年7月28日(火) 午後3時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番 石園 順市	2番 稲木 伸顕	3番 井上 富夫
4番 大西 善郎	5番 小川 佳	6番 里見 廣治
7番 高田 吉敏	8番 竹村 昇	9番 谷口 清美
10番 中井 弘	11番 濱堀 秀規	12番 林 恭子
13番 林 博子	14番 平瀬 惣一	15番 廣瀬 元則
16番 藤江 厚子	17番 藤本 詳治	18番 増金 義文
19番 松浦 秀樹	20番 向 栄治	

欠席委員 なし

議 案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について	所有権移転 :	1件
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について		4件
議案第3号 第5条の規定による許可申請について		6件
議案第4号 買受適格証明願について		2件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	12件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	2件
③農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	2件
④農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	2件
⑤農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約)	1件
⑥使用貸借解約について	2件
⑦農地であることの証明願について	1件
⑧非農地証明について	1件
⑨地目照会について	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和2年7月の農業委員会を開会いたします。
開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、全員出席していただいておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。
この後の進行につきましては、谷口会長様よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。
本日の署名人は、3番 井上委員、5番 小川委員にお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。
この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について >
所有権移転：1件

谷口会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等あればお願いいたします。
ご質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。
『議案第1号』の案件について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』については原案どおり承認といたします。
次に『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件>
・申請番号1、3、4について申請内容説明
※申請番号2番は議案作成後取り下げ

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見ををお願いします。
申請番号1番の案件について、地元委員さんをお願いします。

林 博子委員 13番。今回の申請は、譲渡人と譲受人が互いの農地と山林を交換するものです。申請地には、これまでも甘藷が作付された経緯があり、取得後も甘藷を栽培する計画です。適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。申請番号1番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り許可することといたします。次に、申請番号3番の案件について審議します。なお、本案件につきましては里見委員に関連する案件であることから、「鳴門市農業委員会会議規則」第19条「委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない」の規定に基づき、里見委員は本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

【里見委員 一時退席】

谷口会長 それでは、地元委員さんからのご意見ををお願いします。

廣瀬委員 15番。地区は東馬詰及び市場を担当しております廣瀬と言います。申請番号3番は、里見委員が今回の案件の関係者として委員からの説明が不可能ですので、代わりに説明させていただきます。譲受人は親子で農家をしており、大麻町で水稻・かぼちゃ・橙を栽培しています。申請地は、これまでかぼちゃが作付けされており、今後もかぼちゃを栽培する計画です。適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありません。以上より、許可相当と認められます。ご審議宜しくをお願いします。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。申請番号3番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号3番については、原案どおり許可といたします。

本案件の審議が終了しましたので、里見委員の入室をお願いします。

【里見委員 着席】

谷口会長 次に、申請番号4番の案件について、地元委員さんからのご意見ををお願いします。

廣瀬委員 15番。こちら3番の案件同様、使用貸借で貸される予定です。譲受人は親子で農家をしており、大麻町で水稻・かぼちゃ・橙を栽培しています。

申請地は、これまでかぼちゃが作付けされており、今後かぼちゃを栽培する計画です。適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありません。

以上より、許可相当と認められます。ご審議宜しくをお願いします。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号4番について採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号4番については、原案どおり許可といたします。

以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。

まず、事務局より内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条許可申請 3件>

・申請番号1～6について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見ををお願いします。

申請番号1番及び2番の案件について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

井上委員 3番。申請地は、霊山寺の北東にある農地です。

譲受人は、大麻町板東地区にて墓地経営を行っており、販売区画が不足していたことから、新たな適地を探していたところ、事業地の隣接地である申請地につき売買契約が纏まり、今回の申請となりました。

計画では、山土にて盛土して整地を行い、254基分の区画を作ります。被害防除は、周囲にコンクリート擁壁を新設することにより対処します。排水については雨水のみであり、水路に排出する計画であり地元水利組合からの同意を得ているため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、壺山寺から北東へ約480mに位置しており、宅地及び墓地に囲まれた10ha未満の広がりがない農地であり第2種農地に該当します。

譲受人は、大麻町板東地区にて墓地経営を行っており、販売区画が不足していたことから、新たな適地を探していました。この度、事業地の隣接地である申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

なお、墓地経営の区域の変更にあたりは「墓地、埋葬等に関する法律」により許可を得ることとされており、今回の農地法許可申請と平行して適切に墓地区域変更許可申請手続きが進められております。

事業計画では、粘土混じりの山土にて整地を行い、254基分の区画を作ります。被害防除については、申請地の周囲にコンクリート擁壁を新設することにより対処します。排水については雨水のみであり、新設する排水路にて水路へ排出する計画であり地元水利組合からの同意を得ています。資金計画も妥当であり、代替となる土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号1番及び2番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番及び2番については原案通り承認することといたします。
次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんよりご意見をお願いします。

稲木委員 2番。申請地は、教会前駅の南西にある農地です。
譲受人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

計画では、整地後に碎石を敷設し、既設の擁壁と施設周囲へのフェンスの新設により被害防除を図ります。排水については雨水のみで、地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、教会前駅の南西約110mに位置する農地であり、周囲をJR鳴門線と新池川及び宅地により分断された10ha未満の広がりがない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込

める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを216枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は令和2年6月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も令和2年1月になされております。

事業計画では、整地後に砕石敷設を行う計画であり、既設の擁壁と施設周囲への新設フェンスの設置により被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処する計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号3番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号3番については、原案通り承認することといたします。
次に、申請番号4番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

稲木委員 2番。申請地は、教会前駅の南東にある農地です。
譲受人は、木津字西小沖700番1にて太陽光発電設備による農地法第5条許可を得て既に完了しています。

しかし、保守管理を行うための作業車両の駐車スペースがないため、適地を探していました。今回設備の隣地にある申請地について売買契約が纏まったことから本申請となりました。

事業計画では、整地のみを行い、既設の擁壁と新設の畦畔の設置により被害防除を図ります。排水については雨水のみで、地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、教会前駅の南東約250mに位置する農地であり、周囲を県道 鳴門池田線と宅地により分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、木津字西小沖700-1にて令和2年3月30日付で太陽光発電設備を転用目的とした農地法第5条許可を得て既に完了しています。しかし、草刈りやパネル等の保守管理を行うための作業車両の駐車スペースがないため、適地を探していました。今回設備の隣地にある申請地について売買契約が纏まったことから本申請となりました。

事業計画では、整地のみを行い、既設の擁壁と新設の畦畔の設置により被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処する計画です。資金計画も妥当であり、

他に適当な土地もないこと、周辺農地等への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号4番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号4番の案件については原案どおり承認することといたします。
次に、申請番号5番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

石園委員 1番。申請地は、つきだめ池の西にある農地です。
借人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地及び隣地の山林につき賃貸借契約が纏まったため、今回の申請となりました。
計画では、整地の後に碎石を敷設し、施設周囲のフェンス及び水留の盛土を設置して被害防除を図ります。雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、つきだめ池の西約560mに位置する農地であり、周囲を山林と宅地により分断された10ha未満の広がりのない農地であり、第2種農地に該当します。
借人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地及び隣地の山林につき賃貸借契約が纏まったため、今回の申請となりました。
申請地は農業振興地域内農用地でしたが、令和2年5月に今回の申請と同目的で除外申請がなされており、その手続きは完了しています。
事業計画では、整地の後に碎石を敷設し、施設周囲へのフェンスの新設及び水溜のための盛土を設置することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もないこと、周辺農地等への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号5番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号5番の案件については原案どおり承認することといたします。

次に、申請番号6番の案件について、地元委員さんより、ご意見を申し上げます。

増金委員

18番。申請地は、鳴門市立第一小学校の北西にある農地です。

借人は貸人の孫夫婦であり、現在吉野川市川島町の借家に住んでいますが、交通の便も良く、実家に近いことから申請地を住宅敷地及び実家への進入路として適地であると判断したため、今回の許可申請となりました。

事業計画では、山土にて盛土し、既存の擁壁及び新設の擁壁により被害防除を図ります。

排水については既存の排水管を経由し、市道水路に放流する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、鳴門市立第一小学校の北西約260mに位置する農地であり、周囲を宅地により分断された10ha未満の広がりのない農地であり、第2種農地に該当します。

借人は貸人の孫夫婦であり、現在吉野川市川島町の借家に住んでいますが、交通の便も良く、実家の近くにあることから申請地を住宅敷地及び実家への進入路として適地であると判断したため、今回の許可申請となりました。

計画では、良質な山土にて盛土し、既存の擁壁及び新設の擁壁により被害防除を図ります。

排水については浄化槽から既存の排水管を経由し、申請地南側に存在する市道水路に放流する計画です。

また今回の申請については、都市計画法の開発許可が必要ですが、今回の農地法許可申請と平行して適切に開発許可申請手続きが進められております。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もないこと、周囲の農地等への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号6番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号6番については、原案通り承認することといたします。

以上で、『議案第3号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』買受適格者証明についての審議に入ります。

まず、事務局より説明を求めます。

事務局係長

<4. 買受適格者証明について 2件>

・申請番号1、2について申請内容説明

谷口会長 　　ただ今、説明のありました内容について、ご質問・ご意見等ございませんか。

委員一同 　　<異議なし>

谷口会長 　　無いようでございますので、『議案第4号』については原案通り承認することといたします。
以上で、『議案第4号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第5号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 　　<5. 報告事項　24件>

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| ①農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 12件 |
| ②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について | 2件 |
| ③農地法第5条第1項第6号の規定による届出について | 2件 |
| ④農地法第18条第6項の規定による通知について（経営基盤法） | 2件 |
| ⑤農地法第18条第6項の規定による通知について（残存小作地の合意解約） | 1件 |
| ⑥使用貸借解約について | 2件 |
| ⑦農地であることの証明願について | 1件 |
| ⑧非農地証明について | 1件 |
| ⑨地目照会について | 1件 |

谷口会長 　　ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。
無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。
以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。
その他、何かございますか。
それでは、これをもちまして令和2年7月の総会を終了いたします。長時間ありがとうございました。

閉会　15時45分

令和2年7月28日

会　長 　　　　　　谷口　清美

議事録署名者 　　　井上　富夫

議事録署名者 　　　小川　佳